令和 8 年度 第 10 回岐阜県中学生学年別バドミントン大会（単）要項

1 主　　催　岐阜県バドミントン協会

2 主　　管　岐阜県中学生バドミントン連盟

3 期　　日　令和 9 年 1 月 9 日（土）　単　開場8時45分　開会式9時00分

令和 9 年 1 月 17 日（日）　単　開場8時45分　開会式9時00分

各種別の開催日は、種別毎の参加人数が確定次第決定する。

4 会　　場　1月 9日(土)　池田町総合体育館　池田町小寺 722　℡（0585）45-8711

1月17日(日)　山県市総合体育館　山県市高木1675　℡（0581）22-6622

5 種　　別　中学生シングルス

【1部】 バドミントン歴が概ね3年以上の実力である。

① 中学1・2年男子1部

② 中学1・2年女子1部

【2部】 バドミントン歴が概ね3年未満の実力である

③ 中学1年男子2部　④ 中学2年男子2部

⑤ 中学1年女子2部　⑥ 中学2年女子2部

6 競技規則　令和 8 年度(公財)日本バドミントン協会競技規則並びに大会運営規程及び公認審判員規程による。

7 競技方法　各種別ともトーナメント戦とし、3位決定戦を行わない。

8 使用用器具　(公財)日本バドミントン協会検定・審査合格用器具等を使用する。

9 参加資格　(1) 選手及び監督・コーチは、令和 8 年度 岐阜県バドミントン協会登録(会員登録システム)者(会費支払済)であること。

(2) 岐阜県内の中学生に限る。

10 出場制限　(1) 1団体の出場数の制限は特にありません。

(2) 下記に該当する選手は、本年度は1部へ出場すること

・ 前年度同大会中学1年2部の各種別ベスト4入賞者

・ 前年度同大会中学1年1部への出場者

11 参 加 料　・ 単 1 人　1,200 円

12 払込方法　参加料は、下記大会専用口座あて、単・複を申込期日に合わせて別に振り込むこと。

振込先　口座番号　十六銀行 美濃加茂支店 普通預金 2063432

名　称　岐阜県バドミントン協会 競技委員会 水野 新悟

※ 現金による納入は一切取扱わない。領収証は発行しないので振込票控えを保管のこと。

13 申込締切　令和 8 年 12 月 1 日（火） 必着

14 申込方法　岐阜県バドミントン協会ホームページ(http://www.gifu-badminton.com/)

より申込書をダウンロードし、下記あてに**必ず郵送**にて申し込みすること。

郵送する申込書には、「振込票控」のコピーを添付すること。(FAX不可)

大会申込時、 令和 8 年度 岐阜県バドミントン協会登録(会員登録システムによる会費支払)を済ませた者であること。

・ 【郵送先】 〒500-8226 岐阜市野一色3丁目17番地3 平池直哉

※ 主務者の勤務校への電話連絡は通常業務の妨げとなりますので、お止めください。

15 表　　彰　各種別とも3位まで表彰

16 そ の 他　(1) 競技者のユニホームは白。色付着衣を使用する場合は(公財)日本バドミントン協会審査合格品とする。

(2) 組合せ及びシャトルは主催者が決定する。

(3) 選手が負傷した場合、応急処置は主催者が行い、医師にかかった場合は保険金を支払う。この傷害保険の掛金は、参加料から支出する。

(4) 大会参加に際して提供される個人情報は、本大会運営に係る場合にのみ利用するものとする。

(5) 申込期日の過ぎた申し込みについては受理致しません。

振込票控貼付欄
この部分にだけ糊付けしてください

令和 8 年度 第 10 回岐阜県中学生学年別バドミントン大会（単）
参　加　申　込　書

団体番号	団　　体　　名		氏　　名	登録番号(10桁)
		監 督		
申込責任者				
TEL				

	男子				女子			
	種別	氏　名	登録番号(10桁)	学年	種別	氏　名	登録番号(10桁)	学年
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

※ ランク順に記入し、登録番号を必ず記載すること。

※ 岐阜県バドミントン協会ホームページ(http://www.gifu-badminton.com/)より申込書をダウンロードし、郵送にて申し込みすること。

参加料	単	人	@　1200 円	円

上記の者は、本大会参加について保護者の同意を得ており、また、氏名・性別・所属・学年等個人情報のプログラム掲載及び成績上位者の報道発表についても、本人及び保護者の同意を得ていますので、参加料を振込の上申し込みます。

令和　　年　　月　　日

岐阜県バドミントン協会長　殿

団体代表者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿